

平成25年5月28日
蕨市防災会議会長

蕨市防災会議の傍聴にかかる取り決め

(目的)

- 1 蕨市防災会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(傍聴者の定員)

- 2 会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員は10名とする。ただし、会議の会長（以下「会長」という。）が特に必要であると認める場合はこの限りでない。

(傍聴の手続き)

- 3 傍聴者は会議の前日までに住所、氏名、電話番号を記入した傍聴申込書を会長に提出しなければならない。

会長は傍聴者に対し、傍聴申込書の先着順により傍聴券を交付する。ただし、同時期に傍聴申込書の提出があるなどし、傍聴者の定員を超えるときは、抽選により決定する。

(傍聴の制限)

- 4 会長は、会議を公正かつ円滑に行うため、会議を妨害するおそれがある者の傍聴を制限することができる。

(傍聴者の遵守事項)

- 5 傍聴者は、傍聴席において静穏に傍聴するものとし、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしてはならない。

(傍聴者の撮影、録音等)

- 6 傍聴者は、撮影、録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

- 7 傍聴者は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(会議資料の閲覧)

- 8 会長は、会議中、傍聴者に対し会議資料（非公開情報を除く。）を閲覧させるよう努めるものとする。

(委任)

- 9 その他傍聴について必要な事項は、会長が会議に諮り定める。